

# 奈良市公報

第88号

令和5年1月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 条 例

月 日	番号	件 名	主 管
12 23	49	奈良市公報号外第11号に掲載	総務課
12 23	50	奈良市公報号外第11号に掲載	建築指導課
12 23	51	奈良市公報号外第11号に掲載	子ども育成課、福祉医療課
12 23	52	奈良市公報号外第11号に掲載	共生社会推進課
12 23	53	奈良市公報号外第11号に掲載	消防局総務課
12 23	54	奈良市公報号外第11号に掲載	一条高等学校事務室
12 23	55	奈良市公報号外第11号に掲載	地域教育課
12 23	56	奈良市公報号外第11号に掲載	議会総務課

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
12 23	59	奈良市公報号外第11号に掲載	国保年金課
12 23	60	奈良市公報号外第11号に掲載	母子保健課
12 23	61	奈良市公報号外第11号に掲載	市民税課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 16	640	令和4年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
12 16	641	差押調書の公示送達	滞納整理課
12 16	642	差押調書の公示送達	滞納整理課
12 16	643	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請に係る書面の公衆縦覧	保健・環境検査課
12 19	644	観光案内所の臨時休館	観光戦略課
12 19	645	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
12 19	646	令和4年奈良市告示第497号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
12 19	647	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12 19	648	奈良市公報号外第11号に掲載	母子保健課

12	21	649	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
12	21	650	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
12	21	651	指定管理者の指定	奈良町にぎわい課
12	21	652	指定管理者の指定	子ども育成課
12	22	653	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	654	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	655	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	656	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	657	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	658	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	659	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	660	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	661	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	662	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	663	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	664	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	665	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	666	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	667	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	668	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	669	指定管理者の指定	長寿福祉課
12	22	670	大和都市計画生産緑地地区の変更	都市計画課
12	23	671	特定生産緑地の指定	都市計画課
12	23	672	特定生産緑地の指定の解除	都市計画課
12	23	673	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
12	23	674	放置自転車等の保管	環境政策課
12	23	675	放置自転車等の保管	環境政策課
12	26	676	指定管理者の指定	地域づくり推進課
12	28	677	換地処分通知の公示送達	西大寺駅周辺整備事務所
12	28	678	換地処分通知の公示送達	西大寺駅周辺整備事務所
<b>監 査</b>				
月	日	番号	件名	
12	28	22	定期監査の実施	
<b>公 営 企 業</b>				

月	日	番号	件名	主管
12	21	26	奈良市公報号外第11号に掲載	経営企画課
12	27	58	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
12	28	19	指定管理者の指定	地域教育課
12	28	20	指定管理者の指定	文化財課
12	28	21	奈良市個人情報保護条例の規定により口頭により開示請求 できる個人情報等	学校教育課

告

示

**奈良市告示第640号**

令和4年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年12月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和4年度奈良市一般会計補正予算（第7号）
- 2 令和4年度奈良市一般会計補正予算（第8号）
- 3 令和4年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和4年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

## 令和4年度奈良市一般会計 補正予算（第7号）

令和4年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,284,785千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,310,069千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		18,137,798 <sup>千円</sup>	291,643 <sup>千円</sup>	18,429,441 <sup>千円</sup>
	1. 地方交付税	18,137,798	291,643	18,429,441
15. 使用料及び手数料		2,578,888	66,120	2,645,008
	1. 使用料	1,786,491	76,145	1,862,636
	2. 手数料	792,397	△ 10,025	782,372
16. 国庫支出金		36,959,349	1,153,278	38,112,627
	1. 国庫負担金	21,546,044	28,192	21,574,236
	2. 国庫補助金	7,414,300	1,679	7,415,979
	4. 国庫交付金	7,852,381	1,123,407	8,975,788
17. 県支出金		10,271,705	59,286	10,330,991
	2. 県補助金	2,182,033	10,944	2,192,977
	4. 県交付金	1,553,703	48,342	1,602,045
22. 諸収入		2,672,524	658	2,673,182
	4. 雑収入	1,824,735	658	1,825,393
23. 市債		11,730,500	713,800	12,444,300
	1. 市債	11,730,500	713,800	12,444,300
歳入合計		156,025,284	2,284,785	158,310,069

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		662,128 <sup>千円</sup>	4,920 <sup>千円</sup>	667,048 <sup>千円</sup>
	1. 議会費	662,128	4,920	667,048

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		20,205,824 <sup>千円</sup>	124,406 <sup>千円</sup>	20,330,230 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	11,627,511	28,159	11,655,670
	3. 徴税費	1,374,892	74,809	1,449,701
	4. 戸籍住民基本台帳費	951,263	32,137	983,400
	5. 選挙費	308,338	△ 7,187	301,151
	6. 統計調査費	30,216	74	30,290
	7. 監査委員費	64,651	△ 3,586	61,065
3. 民生費		70,213,237	478,851	70,692,088
	1. 社会福祉費	33,418,569	△ 19,954	33,398,615
	2. 児童福祉費	23,674,490	475,169	24,149,659
	3. 生活保護費	12,929,312	22,123	12,951,435
	4. 国民年金事務費	190,866	1,513	192,379
4. 衛生費		16,096,416	219,607	16,316,023
	1. 保健衛生費	7,308,083	△ 898	7,307,185
	2. 保健所費	2,231,143	105,970	2,337,113
	3. 清掃費	5,818,519	114,535	5,933,054
5. 労働費		114,890	2,335	117,225
	1. 労働諸費	114,890	2,335	117,225
6. 農林水産業費		742,388	3,573	745,961
	1. 農林費	742,388	3,573	745,961
7. 商工費		1,518,395	△ 6,261	1,512,134
	1. 商工費	1,518,395	△ 6,261	1,512,134

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 観光費		1,162,410 <sup>千円</sup>	24,431 <sup>千円</sup>	1,186,841 <sup>千円</sup>
	1. 観光費	1,162,410	24,431	1,186,841
9. 土木費		9,935,439	60,138	9,995,577
	1. 土木管理費	136,601	△ 2,191	134,410
	2. 道路橋梁費	3,558,087	25,710	3,583,797
	3. 河川費	319,513	△ 2,050	317,463
	4. 都市計画費	4,005,830	17,214	4,023,044
	6. 住宅費	558,754	21,455	580,209
10. 消防費		4,292,346	62,881	4,355,227
	1. 消防費	4,292,346	62,881	4,355,227
11. 教育費		12,622,446	1,309,904	13,932,350
	1. 教育総務費	3,128,616	△ 91,230	3,037,386
	2. 小学校費	2,342,260	943,417	3,285,677
	3. 中学校費	1,435,627	443,320	1,878,947
	4. 高等学校費	940,414	△ 31,500	908,914
	5. 幼稚園費	807,013	△ 4,100	802,913
	6. 社会教育費	1,339,239	30,997	1,370,236
	7. 保健体育費	2,629,277	19,000	2,648,277
歳出合計		156,025,284	2,284,785	158,310,069

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事項	期間	限度額
議会だより印刷経費	令和4年度から 令和5年度まで	5,200 <sup>千円</sup>



事 項	期 間	限 度 額
職員貸与被服購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	17,820 <sup>千円</sup>
しみんだより印刷経費	令和4年度から 令和5年度まで	42,000
期日前投票所運營業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	9,000
子どもセンター寝具賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	2,500
子どもセンター夜間休日 電話対応業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	5,000
児童虐待防止SNS 相談業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	9,200
がん検診等カルテ印刷経費	令和4年度から 令和5年度まで	1,800
新型コロナウイルス感染症 夜間電話相談等業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	33,800
新型コロナウイルス感染症情報把握・ 管理支援システムデータ入力等業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	96,000
新型コロナウイルス感染症 発生動向調査等業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	134,000
新型コロナウイルス感染症陽性者 登録センター運営等業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	37,400
オンラインこころのケア 相談業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	4,700
道路橋梁維持補修経費	令和4年度から 令和5年度まで	80,000
河川浚渫経費	令和4年度から 令和5年度まで	3,000
公園樹木剪定業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	2,000
西部図書館空調設備賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	6,237
学校給食備品等購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	66,000
指定管理者による奈良市 古市児童館ほか3施設の管理に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 東里老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 鳥見老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 登美ヶ丘老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 横井老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 杏中老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市杏南老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市狹川老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市大柳生老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市梅園老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市石打老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市桃香野老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市尾山老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人軽作業場の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ボランティアセンターの管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市転害門前観光駐車場の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月ヶ瀬梅の資料館ほか3施設の管理に要する経費	令和5年度から令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら工芸館の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による上深川歴史民俗資料館の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	1,024,000 <sup>千円</sup>	1,028,300 <sup>千円</sup>
義務教育施設整備事業	1,820,700	2,513,200
社会教育施設整備事業	100,700	117,700
計	11,730,500	12,444,300

## 令和4年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和4年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,796,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		2,511,487 <sup>千円</sup>	38,275 <sup>千円</sup>	2,549,762 <sup>千円</sup>
	2. 基金繰入金	—	38,275	38,275
6. 繰越金		36,970	21,084	58,054
	1. 繰越金	36,970	21,084	58,054
歳入合計		36,736,970	59,359	36,796,329

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 諸支出金		76,833 <sup>千円</sup>	59,359 <sup>千円</sup>	136,192 <sup>千円</sup>
	1. 還付及び還付加算金	76,333	59,359	135,692
歳出合計		36,736,970	59,359	36,796,329

## 令和4年度奈良市土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）

令和4年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款・項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

第1表 歳出予算補正

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費		千円 251,760	千円 △ 2,303	千円 249,457
	1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費	251,760	△ 2,303	249,457
2. JR奈良駅南 地区土地区画 整理事業費		284,090	2,303	286,393
	1. JR奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	284,090	2,303	286,393
歳出合計		1,074,000	—	1,074,000

令和4年度奈良市一般会計  
補正予算(第8号)

令和4年度奈良市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ316,768千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,626,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		18,429,441	50,045	18,479,486
	1. 地方交付税	18,429,441	50,045	18,479,486
16. 国庫支出金		38,112,627	216,678	38,329,305
	4. 国庫交付金	8,975,788	216,678	9,192,466
17. 県支出金		10,330,991	50,045	10,381,036
	4. 県交付金	1,602,045	50,045	1,652,090
歳入合計		158,310,069	316,768	158,626,837

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		70,692,088	350	70,692,438
	2. 児童福祉費	24,149,659	350	24,150,009
4. 衛生費		16,316,023	316,418	16,632,441
	1. 保健衛生費	7,307,185	316,418	7,623,603
歳出合計		158,310,069	316,768	158,626,837

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
出産・子育て応援給付金委託	令和4年度から令和5年度まで	17,523

(令和 4 年 12 月 16 日 掲示済)

**奈良市告示第 641 号**

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 4 年 12 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和 4 年 12 月 16 日 掲示済)

**奈良市告示第 642 号**

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 4 年 12 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和 4 年 12 月 16 日 掲示済)

**奈良市告示第 643 号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し、添付のあった当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から 3 週間、健康医療部保健所保健・環境検査課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 申請人の住所及び名称並びに代表者の氏名  
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 3-39  
西日本旅客鉄道株式会社  
近畿統括本部長 三津野隆宏
- 2 工場又は事業場の名称及び所在地  
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 吹田総合車両所 奈良支所  
奈良市佐保台一丁目 874 の 2
- 3 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1
---------	-----------------------------------

		71号に掲げる自動式車両洗浄施設	
型式		四国鉄道機械製車両洗浄装置	
特定施設の能力		列車外部洗浄 8両/min	
工事着手予定年月日		令和5年1月30日	
工事完成予定年月日		令和5年3月20日	
使用開始予定年月日		令和5年3月20日	
4 特定施設の使用の方法に関する事項			
特定施設の使用時間間隔 及び1日当たりの使用時間		0時から24時まで 0.5時間	
使用の季節的変動		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度(水素指数)	5.3~6.0	4.5~7.0
	生物化学的酸素要求量(BOD) (単位:mg/L)	6	26
	化学的酸素要求量(COD)(単位:mg/L)	11	18
	浮遊物質(SS)(単位:mg/L)	25	36
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-ヘキサン)(単位:mg/L)	1	3
	窒素含有量(単位:mg/L)	5	15
	リン含有量(単位:mg/L)	3	6
	大腸菌群数(単位:個/cm <sup>3</sup> )	0	0
特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(単位:m <sup>3</sup> )		10	11
5 汚水等の処理の方法に関する事項			
処理施設の種類	電気分解式J-トリート 1545		
処理施設の構造	ユニット造		
処理施設の能力	15 m <sup>3</sup> /h		
汚水等の処理の方法	電気分解式		
処理施設の使用時間間隔	原水槽満水時毎に稼働		
季節的変動の概要	なし		
残さの種類、1月間の生成量及び処理方法	汚泥 400kg 産廃処分		
6 排水の汚染状態及び量に関する事項			
	項目	通常	最大
排水の汚染状態	水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位:mg/L)	20	25
	化学的酸素要求量(COD)(単位:mg/L)	15	20
	浮遊物質(SS)(単位:mg/L)	60	90
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-ヘキサン)(単位:mg/L)	3	5
	窒素含有量(単位:mg/L)	5	10
	リン含有量(単位:mg/L)	1.5	2.5
	大腸菌群数(単位:個/cm <sup>3</sup> )		3000
排水の量(単位:m <sup>3</sup> /日)		63	103.7

備考	施設の更新のため、特定施設の設置の前後で排出水の汚染状態は変わらない。
----	-------------------------------------

(令和4年12月16日揭示済)

**奈良市告示第644号**

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館します。

令和4年12月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市観光センター	令和5年1月1日から令和5年1月3日まで

(令和4年12月19日揭示済)

**奈良市告示第645号**

令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和4年12月19日

奈良市長 仲川 元庸

別紙2の表中

應田 義雄	なら内視鏡クリニック	三條本町9-1 三條通ガーデンハイツ 1F	32-2882	を
-------	------------	-----------------------	---------	---

應田 義雄	なら内視鏡クリニック	三條本町9-1 三條通ガーデンハイツ 1F	32-2882	に改める。
原 裕貴	奈良みあとクリニック	大安寺町 514-1-C3	34-7550	

(令和4年12月19日揭示済)

**奈良市告示第646号**

令和4年奈良市告示第497号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和4年12月19日

奈良市長 仲川 元庸

別紙表中

なら内視鏡クリニック	應田 義雄	三條本町9-1 三條通ガーデンハイツ 1F	32-2882	を
------------	-------	-----------------------	---------	---

なら内視鏡クリニック	應田 義雄	三條本町9-1 三條通ガーデンハイツ 1F	32-2882	に改める。
奈良みあとクリニック	原 裕貴	大安寺町 514-1-C3	34-7550	

(令和4年12月19日揭示済)

**奈良市告示第647号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年12月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
令和 4 年 5 月 18 日 奈良市指令整開 第 22A-4 号  
令和 4 年 11 月 28 日 奈良市指令整開 第 22A-4-1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和 4 年 12 月 19 日 第 1831 号  
公共施設 令和 4 年 12 月 19 日 第 915 号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市大安寺六丁目 771 番 4 及び 779 番 11 の各一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
京都府木津川市兜台六丁目 6 番 4 号  
積水ハウス株式会社 奈良支店 支店長 福島 健二
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
道 路：奈良市大安寺六丁目 771 番 4、779 番 11 の各一部  
下水道：奈良市大安寺六丁目 771 番 4 の一部  
水 路：奈良市大安寺六丁目 771 番 4 の一部  
調整池：奈良市大安寺六丁目 771 番 4 の一部

(令和 4 年 12 月 19 日揭示済)

#### 奈良市告示第 649 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 12 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良市立みどりの家歯科診療所	奈良県奈良市左京五丁目 3-1 奈良市総合福祉センター内	令和 4 年 10 月 31 日

(令和 4 年 12 月 21 日揭示済)

#### 奈良市告示第 650 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良市立みどりの家歯科診療所	奈良県奈良市柏木町 519 番 28 号 1 階	令和 4 年 11 月 1 日

(令和 4 年 12 月 21 日揭示済)

#### 奈良市告示第 651 号

奈良市転害門前観光駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 4 年 12 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市手貝町 14 番地の 1  
奈良市転害門前観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区難波二丁目 2 番 3 号

ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 石原 浩一郎

3 指定管理者の指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市転害門前観光駐車場の供用に関する事。
- (2) 奈良市転害門前観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

(令和 4 年 12 月 21 日揭示済)

**奈良市告示第 652 号**

奈良市児童館 4 館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号) 第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 4 年 12 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名称	所在地
奈良市古市児童館	奈良市古市町 1263 番地
奈良市横井児童館	奈良市横井五丁目 337 番地の 2
奈良市東之阪児童館	奈良市川上町 461 番地の 1
奈良市大宮児童館	奈良市西之阪町 5 番地の 1

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町 23 番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市児童館条例(昭和 58 年奈良市条例第 6 号) 第 3 条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 児童館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 児童館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和 4 年 12 月 21 日揭示済)

**奈良市告示第 653 号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号) 第 4 条第 1 項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第 4 条第 3 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

須川町 776 番地

東里老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

平清水町 426

奈良市東里地区万年青年クラブ連合会

会長 新谷 嘉弘

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

**奈良市告示第654号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

鳥見町四丁目4番地

鳥見老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

鳥見町四丁目4-3 富雄団地21-203

鳥見喜楽会

会長 鈴木 健弘

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

**奈良市告示第655号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

中登美ヶ丘一丁目1994番地の3

登美ヶ丘老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

西登美ヶ丘一丁目10番18号

奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会

会長 岩城 隆雄

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。

- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和 4 年 12 月 22 日 掲示済)

**奈良市告示第 656 号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 1 項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第 4 条第 3 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

横井一丁目 620 番地の 1

横井老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

横井二丁目 152 番地の 1

横井ひまわりクラブ

会長 吉田 千鶴子

3 指定管理者の指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和 47 年奈良市条例第 55 号）第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和 4 年 12 月 22 日 掲示済)

**奈良市告示第 657 号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 1 項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第 4 条第 3 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

杏町 387 番地の 12

杏中老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

杏町 393-1-11-76

奈良市杏中町万年青年クラブ

会長 今井 幹雄

3 指定管理者の指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和 47 年奈良市条例第 55 号）第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和 4 年 12 月 22 日 掲示済)



**奈良市告示第658号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

杏町424番地の6

杏南老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

杏町94

奈良市杏南町万年青年クラブ

会長 池田 弘志

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。

(2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。

(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

**奈良市告示第659号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

八条一丁目823番地

八条老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

八条一丁目764番地の1

奈良市九十九会万年青年クラブ

会長 杉浦 秀之

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。

(2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。

(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

**奈良市告示第660号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
東之阪町 5 番地の 60  
東之阪老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
川上町 405 番地 第 2 号市営住宅 4-102 号  
奈良市東之阪第一老友会  
会長 勝矢 陽子
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市老人憩の家条例（昭和 47 年奈良市条例第 55 号）第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事  
(2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事  
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事  
(4) その他市長が定める事

(令和 4 年 12 月 22 日 掲示済)

### 奈良市告示第 661 号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 1 項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第 4 条第 3 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
横田町 191 番地の 1  
田原老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
横田町 433 番地  
奈良市田原地区自治連合会  
会長 北森 雅人
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市老人憩の家条例（昭和 47 年奈良市条例第 55 号）第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事  
(2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事  
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事  
(4) その他市長が定める事

(令和 4 年 12 月 22 日 掲示済)

### 奈良市告示第 662 号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 1 項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第 4 条第 3 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
西狭川町 1088 番地の 1  
狭川老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
下狭川町 2062 番地

奈良市狭川地区万年青年クラブ

会長 山根 一幸

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

**奈良市告示第663号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

古市町1482番地の2

古市老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

古市町1366-16

古市町老人クラブ

会長 中西 壽壬子

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

**奈良市告示第664号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

大柳生町1990番地

大柳生老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

阪原町482-2

奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会

会長 猪久保 恒次

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

### 奈良市告示第665号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

紀寺町568番地の7

梅園老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

紀寺町561-5-402号

奈良市紀寺宝寿会

会長 伊狩 禎三

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

### 奈良市告示第666号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

月ヶ瀬石打1171番地の1

石打老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

月ヶ瀬石打2796

奈良市石打梅寿会

会長 辻井 勉

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

**奈良市告示第667号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

月ヶ瀬桃香野 1197 番地

桃香野老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

月ヶ瀬桃香野 3572-8

奈良市桃香野第三梅寿会

会長 東久保 耕也

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。

(2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。

(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

**奈良市告示第668号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

月ヶ瀬尾山 348 番地の3

尾山老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

月ヶ瀬尾山 2360 番地

奈良市尾山梅寿会

会長 大西 重和

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。

(2) 憩の家の利用承認および利用制限に関する事。

(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(4) その他市長が定める事。

(令和4年12月22日揭示済)

**奈良市告示第669号**

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人軽作業場の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により告示します。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
茗荷町 1171-1  
田原老人軽作業場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
横田町 433 番地  
奈良市田原地区自治連合会  
会長 北森 雅人
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 作業場の利用に関する事
  - (2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (3) その他市長が定める事

(令和4年12月22日揭示済)

### 奈良市告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市あやめ池南六丁目、押熊町、杏町、恋の窪一丁目、西大寺小坊町、四条大路二丁目、七条一丁目、東九条町、百楽園一丁目、藤ノ木台一丁目、藤ノ木台二丁目、法華寺町、南紀寺町一丁目、南京終町、南京終町六丁目、六条一丁目及び六条二丁目の各一部
- 3 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和4年12月22日揭示済)

### 奈良市告示第671号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年12月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 特定生産緑地の区域及び面積  
別紙のとおり

別紙

特定生産緑地（奈良市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定する。

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
1	松陽台二丁目	地内	約	582 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	松陽台二丁目	地内	約	388 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	松陽台二丁目	地内	約	315 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
4	押熊町	地内	約	198 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	565 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	558 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
6	押熊町	地内	約	485 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	95 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
7	押熊町	地内	約	773 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	373 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	575 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
8	押熊町	地内	約	1,044 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	419 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	406 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	995 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
9	押熊町	地内	約	991 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
10	押熊町	地内	約	1,295 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	1,867 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
11	押熊町	地内	約	509 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
12	押熊町	地内	約	839 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
13	押熊町	地内	約 1,062 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
15	押熊町	地内	約 636 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 532 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 87 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
19	押熊町	地内	約 552 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
20	押熊町	地内	約 350 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 247 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
21	押熊町	地内	約 148 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 439 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 399 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
22	押熊町	地内	約 712 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 296 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
23	押熊町	地内	約 2,004 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
24	押熊町	地内	約 684 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
25	押熊町	地内	約 1,187 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 191 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 41 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
27	左京四丁目	地内	約 1,074 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
28	左京四丁目	地内	約 1,048 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
35	中山町西二丁目	地内	約 677 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
37	中山町西三丁目	地内	約 618 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西三丁目	地内	約 1,642 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西三丁目	地内	約 1,943 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西三丁目	地内	約 757 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西三丁目	地内	約 895 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日



別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
37	中山町西三丁目	地内	約	1,533 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
39	中山町西四丁目	地内	約	1,185 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西四丁目	地内	約	1,077 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西四丁目	地内	約	585 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
40	中山町西一丁目	地内	約	241 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西一丁目	地内	約	271 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
41	中山町西一丁目	地内	約	900 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西一丁目	地内	約	372 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西一丁目	地内	約	383 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西一丁目	地内	約	214 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
42	中山町西一丁目	地内	約	320 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西一丁目	地内	約	201 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西一丁目	地内	約	119 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西一丁目	地内	約	611 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西一丁目	地内	約	915 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西一丁目	地内	約	604 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
43	中山町西一丁目	地内	約	909 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
44	登美ヶ丘四丁目	地内	約	505 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
47	学園赤松町	地内	約	330 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園赤松町	地内	約	1,077 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園赤松町	地内	約	780 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
52	押熊町	地内	約	735 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
53	中山町西四丁目	地内	約	1,699 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
57	押熊町	地内	約	690 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約	922 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
58	押熊町	地内	約 641 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
60	押熊町	地内	約 841 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
61	押熊町	地内	約 1,679 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
62	押熊町	地内	約 2,278 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
63	押熊町	地内	約 524 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 453 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 576 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 121 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
64	押熊町	地内	約 142 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 271 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
65	押熊町	地内	約 307 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 532 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
67	押熊町	地内	約 579 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
70	押熊町	地内	約 396 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 1,196 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 1,499 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 1,094 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
71	押熊町	地内	約 793 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 710 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 753 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
72	押熊町	地内	約 409 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
73	押熊町	地内	約 575 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
74	押熊町	地内	約 1,319 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 459 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
76	中山町	地内	約 912 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
78	中山町	地内	約	555 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
79	中山町	地内	約	347 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	707 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	201 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
80	中山町	地内	約	462 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	347 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	809 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	1,087 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
81	中山町	地内	約	376 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	125 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	161 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
82	中山町	地内	約	1,110 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
83	中山町	地内	約	1,810 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	745 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
84	中山町	地内	約	819 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
85	中山町	地内	約	593 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
86	中山町西三丁目	地内	約	939 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
87	中山町西三丁目	地内	約	1,217 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西三丁目	地内	約	462 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
88	中山町	地内	約	1,259 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	1,110 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	1,795 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	1,527 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	611 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約	869 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
88	中山町	地内	約 1,216 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
89	中山町	地内	約 1,267 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
90	中山町	地内	約 859 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
92	中山町	地内	約 456 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約 522 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
94	中山町	地内	約 1,259 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
95	中山町	地内	約 506 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
98	中山町	地内	約 829 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
99	中山町	地内	約 238 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
100	中山町	地内	約 234 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約 350 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約 208 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
101	中山町	地内	約 1,627 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
103	中山町	地内	約 608 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
104	押熊町	地内	約 39 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
105	押熊町	地内	約 1,028 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	押熊町	地内	約 697 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
106	中山町	地内	約 758 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約 1,206 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約 24 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約 43 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
108	中山町	地内	約 1,543 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
110	中山町	地内	約 684 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
111	中山町	地内	約 1,178 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町	地内	約 995 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
112	中山町 地内	約 1,136 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
113	中山町 地内	約 1,656 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
114	中山町 地内	約 985 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
118	中山町 地内	約 690 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
121	中山町西三丁目 地内	約 1,187 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
122	中山町西三丁目 地内	約 892 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西三丁目 地内	約 485 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西三丁目 地内	約 902 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
123	中山町西三丁目 地内	約 535 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西三丁目 地内	約 773 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中山町西三丁目 地内	約 254 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
127	秋篠町 地内	約 625 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町 地内	約 186 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
128	秋篠町 地内	約 19 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町 地内	約 1,173 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
130	秋篠町 地内	約 624 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
131	秋篠町 地内	約 1,123 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
132	秋篠町 地内	約 958 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町 地内	約 1,001 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町 地内	約 809 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
135	秋篠町 地内	約 537 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
136	秋篠町 地内	約 509 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
137	秋篠町 地内	約 502 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町 地内	約 575 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
138	秋篠町 地内	約 208 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
138	秋篠町	地内	約 224 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 290 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
139	秋篠町	地内	約 2,049 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 191 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 105 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 433 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 317 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 406 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 700 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 3,285 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 138 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
140	秋篠町	地内	約 799 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 595 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
141	敷島町一丁目	地内	約 3 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	敷島町一丁目	地内	約 504 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
143	秋篠町	地内	約 290 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 874 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
144	秋篠町	地内	約 363 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 357 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 618 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
145	秋篠町	地内	約 99 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 115 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 816 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
147	秋篠町	地内	約 218 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約 429 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
148	秋篠町	地内	約	244 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約	99 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約	254 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約	489 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約	165 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	秋篠町	地内	約	132 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
149	奈良阪町	地内	約	618 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
150	三松二丁目	地内	約	515 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三松二丁目	地内	約	290 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三松二丁目	地内	約	360 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
152	三碓町	地内	約	935 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	帝塚山六丁目	地内	約	495 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	帝塚山六丁目	地内	約	492 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	帝塚山六丁目	地内	約	710 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
155	学園緑ヶ丘二丁目	地内	約	720 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園緑ヶ丘二丁目	地内	約	290 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
157	百楽園一丁目	地内	約	700 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
159	学園中一丁目	地内	約	330 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中一丁目	地内	約	528 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中一丁目	地内	約	466 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中一丁目	地内	約	181 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中一丁目	地内	約	429 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中一丁目	地内	約	406 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中一丁目	地内	約	307 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中一丁目	地内	約	204 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
159	学園中一丁目	地内	約	89 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中一丁目	地内	約	350 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
160	学園南三丁目	地内	約	201 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園南三丁目	地内	約	379 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
162	学園南三丁目	地内	約	373 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
164	学園中二丁目	地内	約	99 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中二丁目	地内	約	112 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中二丁目	地内	約	714 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中二丁目	地内	約	439 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中二丁目	地内	約	644 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中二丁目	地内	約	184 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中二丁目	地内	約	327 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中二丁目	地内	約	31 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
169	三碓二丁目	地内	約	806 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
170	三碓二丁目	地内	約	909 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓二丁目	地内	約	945 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓二丁目	地内	約	611 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓二丁目	地内	約	1,395 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓二丁目	地内	約	1,365 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓二丁目	地内	約	1,074 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓二丁目	地内	約	1,652 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓二丁目	地内	約	532 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓二丁目	地内	約	869 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	173	三碓三丁目	地内	約	746 m <sup>2</sup>
三碓三丁目		地内	約	509 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日



別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
173	三碓三丁目	地内	約	399 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	152 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	674 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
174	三碓三丁目	地内	約	681 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
176	三碓三丁目	地内	約	277 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	138 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	409 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	419 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
177	学園大和町五丁目	地内	約	1,150 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町五丁目	地内	約	138 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
178	学園大和町五丁目	地内	約	1,431 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町五丁目	地内	約	185 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町五丁目	地内	約	621 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町五丁目	地内	約	733 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町五丁目	地内	約	489 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町五丁目	地内	約	403 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町五丁目	地内	約	436 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町五丁目	地内	約	952 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
180	三碓三丁目	地内	約	208 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	112 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	119 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	366 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	185 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	33 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約	69 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
180	三碓三丁目	地内	約 168 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約 125 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約 138 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
186	三碓三丁目	地内	約 472 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約 175 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
187	学園中二丁目	地内	約 115 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町一丁目	地内	約 813 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町一丁目	地内	約 68 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園大和町一丁目	地内	約 21 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
191	秋篠町	地内	約 1,432 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
192	秋篠三和町一丁目	地内	約 1,464 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
198	西大寺北町四丁目	地内	約 195 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺北町四丁目	地内	約 1,348 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
200	西大寺北町四丁目	地内	約 234 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺北町四丁目	地内	約 307 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
201	西大寺赤田町一丁目	地内	約 509 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺赤田町一丁目	地内	約 228 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺赤田町一丁目	地内	約 175 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
206	西大寺赤田町一丁目	地内	約 773 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
208	西大寺北町二丁目	地内	約 1,123 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
211	西大寺北町一丁目	地内	約 509 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
215	西大寺新田町	地内	約 357 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺新田町	地内	約 555 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
216	西大寺新田町	地内	約 638 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
217	西大寺野神町二丁目	地内	約 135 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
217	西大寺野神町二丁目	地内	約 257 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺野神町二丁目	地内	約 115 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺野神町二丁目	地内	約 125 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺野神町二丁目	地内	約 36 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺野神町二丁目	地内	約 247 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
222	西大寺高塚町	地内	約 528 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺高塚町	地内	約 547 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西大寺高塚町	地内	約 520 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
223	あやめ池南六丁目	地内	約 257 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	あやめ池南六丁目	地内	約 682 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	あやめ池南六丁目	地内	約 175 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
231	疋田町一丁目	地内	約 264 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	疋田町一丁目	地内	約 218 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	疋田町一丁目	地内	約 638 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
232	疋田町一丁目	地内	約 72 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	疋田町一丁目	地内	約 69 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	疋田町一丁目	地内	約 176 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
234	青野町二丁目	地内	約 1,163 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約 1,097 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
235	若葉台四丁目	地内	約 707 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
236	青野町	地内	約 545 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町	地内	約 495 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町	地内	約 92 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
241	青野町	地内	約 49 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町	地内	約 188 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
241	青野町	地内	約	320 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町	地内	約	119 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町	地内	約	201 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町	地内	約	46 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約	52 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
242	西大寺町	地内	約	290 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約	628 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約	162 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約	92 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約	770 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約	135 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約	383 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
243	青野町二丁目	地内	約	965 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約	426 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町二丁目	地内	約	892 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
246	菅原町	地内	約	1,461 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
247	菅原町	地内	約	801 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
249	菅原町	地内	約	641 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約	1,212 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約	895 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
251	菅原町	地内	約	161 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約	687 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約	595 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約	522 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
252	菅原町	地内	約	323 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
252	菅原町 地内	約 961 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
253	菅原町 地内	約 1,471 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
254	菅原町 地内	約 300 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 132 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 1,299 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
255	菅原町 地内	約 1,047 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 643 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
262	青野町一丁目 地内	約 938 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町 地内	約 502 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町一丁目 地内	約 783 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町一丁目 地内	約 565 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
263	青野町 地内	約 11 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 1,257 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
264	菅原町 地内	約 79 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 674 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
265	菅原町 地内	約 267 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 66 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 43 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 632 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 1,210 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 285 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 405 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
266	菅原町 地内	約 508 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 984 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
269	菅原町 地内	約 128 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
269	菅原町	地内	約 2,234 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
271	青野町	地内	約 2,148 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	青野町	地内	約 149 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約 451 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
273	菅原町	地内	約 70 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約 1,262 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約 180 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
274	法華寺町	地内	約 492 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 479 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 228 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
275	法華寺町	地内	約 823 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 178 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 95 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 297 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
276	法華寺町	地内	約 337 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 347 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
277	法華寺町	地内	約 381 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 310 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 350 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 456 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
281	法華寺町	地内	約 727 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 394 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
284	法華寺町	地内	約 1,071 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
288	法華寺町	地内	約 717 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
289	法蓮町	地内	約 981 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
294	法蓮町	地内	約 1,233 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
297	法華寺町	地内	約 909 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
301	法華寺町	地内	約 517 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
302	法華寺町	地内	約 485 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 39 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 925 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 2,224 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法華寺町	地内	約 1,418 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
303	法華寺町	地内	約 512 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
309	法蓮町	地内	約 393 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	法蓮町	地内	約 330 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
315	法蓮町	地内	約 80 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
318	法蓮町	地内	約 1,755 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
319	法蓮町	地内	約 601 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
321	法蓮町	地内	約 882 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
324	帝塚山五丁目	地内	約 581 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	帝塚山五丁目	地内	約 479 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
325	帝塚山一丁目	地内	約 706 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
329	三碓三丁目	地内	約 798 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約 312 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約 72 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三碓三丁目	地内	約 1,308 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
333	中町	地内	約 92 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約 408 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
334	中町	地内	約 148 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
334	中町	地内	約	165 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	149 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	79 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	782 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	168 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	62 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	178 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	94 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	165 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	360 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	380 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	115 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	138 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	244 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
335	中町	地内	約	874 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
336	中町	地内	約	148 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	16 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	654 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	413 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	中町	地内	約	700 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
337	中町	地内	約	912 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
339	中町	地内	約	525 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
340	千代ヶ丘三丁目	地内	約	284 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	千代ヶ丘三丁目	地内	約	357 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	千代ヶ丘三丁目	地内	約	168 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日



別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
341	千代ヶ丘三丁目	地内	約 1,334 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
350	石木町	地内	約 659 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	石木町	地内	約 47 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
354	宝来町	地内	約 170 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来町	地内	約 576 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来町	地内	約 485 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
355	宝来町	地内	約 614 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来町	地内	約 423 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
357	宝来町	地内	約 838 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
358	宝来町	地内	約 126 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来町	地内	約 316 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来町	地内	約 225 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来町	地内	約 68 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
359	宝来四丁目	地内	約 484 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目	地内	約 360 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目	地内	約 470 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目	地内	約 72 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目	地内	約 142 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目	地内	約 46 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目	地内	約 99 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目	地内	約 442 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
360	宝来町	地内	約 1,401 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
361	菅原町	地内	約 614 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約 171 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約 766 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
362	菅原町 地内	約 366 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 661 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
364	菅原町 地内	約 218 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 454 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
369	尼辻北町 地内	約 568 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	尼辻北町 地内	約 340 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	尼辻北町 地内	約 152 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
370	尼辻北町 地内	約 120 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	尼辻北町 地内	約 585 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	尼辻北町 地内	約 466 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	尼辻北町 地内	約 125 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
371	尼辻北町 地内	約 638 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
375	宝来三丁目 地内	約 618 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
378	宝来四丁目 地内	約 971 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
380	宝来四丁目 地内	約 36 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目 地内	約 485 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
381	宝来四丁目 地内	約 383 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目 地内	約 112 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目 地内	約 228 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目 地内	約 52 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
382	宝来四丁目 地内	約 509 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
383	宝来四丁目 地内	約 565 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
384	宝来四丁目 地内	約 92 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目 地内	約 294 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来四丁目 地内	約 36 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
384	宝来四丁目	地内	約	416 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
388	宝来三丁目	地内	約	555 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来三丁目	地内	約	112 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
389	宝来三丁目	地内	約	231 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来三丁目	地内	約	323 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
390	宝来三丁目	地内	約	624 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来三丁目	地内	約	307 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来三丁目	地内	約	310 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来三丁目	地内	約	99 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来三丁目	地内	約	109 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
391	左京四丁目	地内	約	842 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
392	宝来三丁目	地内	約	508 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
393	宝来二丁目	地内	約	1,196 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来二丁目	地内	約	1,018 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来二丁目	地内	約	1,193 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来二丁目	地内	約	1,051 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来二丁目	地内	約	1,484 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	宝来二丁目	地内	約	228 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
394	宝来二丁目	地内	約	1,239 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
395	宝来二丁目	地内	約	502 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
396	尼辻中町	地内	約	1,196 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	尼辻中町	地内	約	247 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
410	五条畑一丁目	地内	約	449 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	五条畑一丁目	地内	約	314 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
416	平松二丁目	地内	約	1,052 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
418	平松四丁目	地内	約	1,233 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
421	平松四丁目	地内	約	112 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	平松四丁目	地内	約	1,276 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
423	五条西一丁目	地内	約	1,203 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
425	五条三丁目	地内	約	33 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	五条三丁目	地内	約	694 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
427	六条二丁目	地内	約	887 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
428	菅原町	地内	約	1,043 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
429	六条西一丁目	地内	約	1,240 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
430	六条西一丁目	地内	約	732 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条西一丁目	地内	約	312 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条西一丁目	地内	約	460 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条西一丁目	地内	約	355 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条西一丁目	地内	約	363 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条西一丁目	地内	約	700 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
434	六条一丁目	地内	約	664 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
438	二条大路南五丁目	地内	約	373 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	二条大路南五丁目	地内	約	247 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
439	三条大路五丁目	地内	約	215 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
440	三条大路五丁目	地内	約	1,445 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	217 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
441	三条大路五丁目	地内	約	206 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	166 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	416 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	247 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
441	三条大路五丁目	地内	約	93 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	181 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	78 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	297 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	228 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
442	三条大路五丁目	地内	約	1,920 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	621 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路五丁目	地内	約	1,097 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
444	三条大路五丁目	地内	約	1,010 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
445	三条大路三丁目	地内	約	1,120 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
447	三条大路三丁目	地内	約	1,822 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
452	三条大路三丁目	地内	約	1,166 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路三丁目	地内	約	1,348 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
453	三条大路三丁目	地内	約	1,120 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	三条大路三丁目	地内	約	1,021 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
454	四条大路五丁目	地内	約	663 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
455	四条大路四丁目	地内	約	297 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
464	四条大路三丁目	地内	約	1,143 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
465	四条大路三丁目	地内	約	986 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	四条大路三丁目	地内	約	1,120 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
467	四条大路三丁目	地内	約	1,449 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	四条大路三丁目	地内	約	1,491 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
468	四条大路四丁目	地内	約	1,001 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	四条大路四丁目	地内	約	495 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
469	四条大路五丁目	地内	約	1,256 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
469	四条大路五丁目	地内	約 1,663 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
470	四条大路五丁目	地内	約 1,073 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
471	四条大路五丁目	地内	約 1,192 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
472	四条大路五丁目	地内	約 848 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
473	四条大路五丁目	地内	約 1,414 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
475	四条大路四丁目	地内	約 1,114 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
477	四条大路三丁目	地内	約 673 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
478	四条大路二丁目	地内	約 862 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	四条大路二丁目	地内	約 1,190 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	四条大路二丁目	地内	約 1,133 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
480	四条大路二丁目	地内	約 892 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
487	恋の窪一丁目	地内	約 1,026 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
488	恋の窪一丁目	地内	約 621 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
494	大森西町	地内	約 1,755 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
497	大安寺七丁目	地内	約 539 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
498	大安寺七丁目	地内	約 252 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺七丁目	地内	約 405 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
499	大森西町	地内	約 1,087 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大森西町	地内	約 406 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
500	恋の窪東町	地内	約 993 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	恋の窪東町	地内	約 1,089 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
501	恋の窪東町	地内	約 1,211 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
507	大安寺七丁目	地内	約 737 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺七丁目	地内	約 647 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
508	大安寺七丁目	地内	約 952 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
508	大安寺七丁目	地内	約	104 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
509	大安寺七丁目	地内	約	337 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺七丁目	地内	約	68 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺七丁目	地内	約	201 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
511	大安寺六丁目	地内	約	1,237 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
512	大安寺六丁目	地内	約	611 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
513	大安寺六丁目	地内	約	695 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺六丁目	地内	約	623 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺六丁目	地内	約	852 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺六丁目	地内	約	749 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
515	大安寺三丁目	地内	約	515 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
522	大森町	地内	約	1,699 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
525	大安寺六丁目	地内	約	1,372 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
526	大安寺六丁目	地内	約	1,172 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
527	大安寺六丁目	地内	約	607 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
528	大安寺六丁目	地内	約	1,147 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
529	大安寺五丁目	地内	約	859 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
530	大安寺五丁目	地内	約	952 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺五丁目	地内	約	784 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
531	大安寺五丁目	地内	約	641 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺五丁目	地内	約	314 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
532	大安寺五丁目	地内	約	644 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
533	大安寺六丁目	地内	約	1,339 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	大安寺六丁目	地内	約	591 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
534	南京終町	地内	約	623 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
534	南京終町 地内	約 406 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南京終町 地内	約 363 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
535	南京終町一丁目 地内	約 486 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南京終町一丁目 地内	約 131 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
536	西紀寺町 地内	約 166 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	紀寺町 地内	約 343 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
539	白毫寺町 地内	約 486 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
540	石木町 地内	約 985 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
545	六条二丁目 地内	約 899 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
549	六条一丁目 地内	約 763 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 343 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 462 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 214 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 1,064 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 575 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
555	六条一丁目 地内	約 556 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
556	六条二丁目 地内	約 588 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条二丁目 地内	約 654 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
557	四条大路二丁目 地内	約 1,440 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
559	六条一丁目 地内	約 274 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 69 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
560	六条一丁目 地内	約 871 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 357 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
561	六条一丁目 地内	約 350 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 161 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日



別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
561	六条一丁目	地内	約	482 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目	地内	約	680 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	六条一丁目	地内	約	142 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
563	七条一丁目	地内	約	548 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	859 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
564	七条一丁目	地内	約	717 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	1,797 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
565	七条一丁目	地内	約	274 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
568	七条一丁目	地内	約	101 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	95 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	628 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
569	七条一丁目	地内	約	69 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	274 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	783 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
570	七条一丁目	地内	約	1,342 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	246 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	1,871 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
571	七条一丁目	地内	約	1,190 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
572	七条一丁目	地内	約	700 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
573	七条一丁目	地内	約	264 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	376 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	608 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	482 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
574	七条一丁目	地内	約	1,352 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	七条一丁目	地内	約	300 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
574	七条一丁目	地内	約 479 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
578	大安寺二丁目	地内	約 1,233 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
584	東九条町	地内	約 1,408 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
586	東九条町	地内	約 985 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 519 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,613 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,414 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,443 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
588	東九条町	地内	約 1,269 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,347 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
589	東九条町	地内	約 1,259 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 965 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
591	東九条町	地内	約 1,186 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,464 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,028 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 661 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 264 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 770 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 198 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 66 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,778 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
592	東九条町	地内	約 1,042 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 849 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 2,928 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
593	東九条町	地内	約 1,028 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
593	東九条町	地内	約 935 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
594	杏町	地内	約 1,935 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
595	杏町	地内	約 1,421 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
597	杏町	地内	約 1,530 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
601	西九条町	地内	約 218 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	西九条町	地内	約 357 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
602	東九条町	地内	約 2,138 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 680 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 680 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 178 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 393 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,963 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 76 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,570 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 3,160 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
603	東九条町	地内	約 825 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
604	東九条町	地内	約 1,084 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
608	東九条町	地内	約 1,709 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,133 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
609	東九条町	地内	約 1,176 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 1,100 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
611	東九条町	地内	約 357 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 561 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 304 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
612	東九条町	地内	約 948 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
612	東九条町	地内	約	710 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
614	東九条町	地内	約	992 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
622	南紀寺町二丁目	地内	約	300 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町二丁目	地内	約	33 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町二丁目	地内	約	158 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町二丁目	地内	約	115 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町二丁目	地内	約	79 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
623	南紀寺町二丁目	地内	約	836 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
626	南紀寺町一丁目	地内	約	168 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町一丁目	地内	約	377 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町一丁目	地内	約	510 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町一丁目	地内	約	573 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
627	南紀寺町一丁目	地内	約	505 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
628	南紀寺町一丁目	地内	約	175 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町一丁目	地内	約	33 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町一丁目	地内	約	778 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町一丁目	地内	約	631 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町一丁目	地内	約	227 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
629	南紀寺町四丁目	地内	約	869 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町四丁目	地内	約	314 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町四丁目	地内	約	608 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町四丁目	地内	約	687 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町四丁目	地内	約	462 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
630	南紀寺町四丁目	地内	約	364 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	南紀寺町四丁目	地内	約	173 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
633	南京終町六丁目	地内	約	991 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
636	南京終町三丁目	地内	約	1,816 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
637	東九条町	地内	約	1,021 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約	241 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約	28 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約	416 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
638	東九条町	地内	約	1,249 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
639	南京終町	地内	約	515 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
640	南京終町	地内	約	747 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
642	肘塚町	地内	約	1,266 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	肘塚町	地内	約	1,216 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	肘塚町	地内	約	148 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	肘塚町	地内	約	62 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
643	出屋敷町	地内	約	7 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	肘塚町	地内	約	399 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	肘塚町	地内	約	244 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
645	出屋敷町	地内	約	347 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	出屋敷町	地内	約	978 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	出屋敷町	地内	約	1,795 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
646	古市町	地内	約	1,229 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
647	古市町	地内	約	614 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
649	古市町	地内	約	3,208 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
650	古市町	地内	約	521 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
651	古市町	地内	約	747 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	古市町	地内	約	1,024 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
651	古市町	地内	約 126 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
652	古市町	地内	約 360 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	古市町	地内	約 386 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	古市町	地内	約 522 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	古市町	地内	約 762 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
653	古市町	地内	約 1,543 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	古市町	地内	約 740 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
654	神殿町	地内	約 532 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
658	東九条町	地内	約 1,080 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
659	東九条町	地内	約 1,140 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
660	東九条町	地内	約 146 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	東九条町	地内	約 358 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
662	北永井町	地内	約 1,682 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
663	北永井町	地内	約 1,376 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	北永井町	地内	約 1,438 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	北永井町	地内	約 1,253 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
664	北永井町	地内	約 413 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
665	北永井町	地内	約 743 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
666	北永井町	地内	約 1,242 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
667	北永井町	地内	約 23 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	北永井町	地内	約 1,014 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	北永井町	地内	約 1,322 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
668	北永井町	地内	約 651 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	北永井町	地内	約 39 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	北永井町	地内	約 19 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積	指定期限日
677	西大寺小坊町	地内	約 874 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
691	菅原町	地内	約 892 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	菅原町	地内	約 28 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
734	押熊町	地内	約 575 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
737	学園中二丁目	地内	約 599 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	学園中二丁目	地内	約 23 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
741	平松四丁目	地内	約 568 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
743	東九条町	地内	約 899 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
744	杏町	地内	約 1,991 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日
	杏町	地内	約 701 m <sup>2</sup>	令和14年12月25日

「区域は指定図表示のとおり」

指定図省略

(令和4年12月23日掲示済)

**奈良市告示第672号**

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年12月23日

奈良市長 仲川元庸

生産緑地 地区番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
309	法蓮町 地内	約 532 m <sup>2</sup>	令和3年12月27日

区域は解除図表示のとおり

解除図省略

(令和4年12月23日掲示済)

**奈良市告示第673号**

令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和4年12月9日から適用する。ただし、1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表の改正規定中新型コロナウイルス感染症の部スパイクボックス筋注（旧販売名：COVID-19 ワクチンモデルナ筋注）（令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第2号に規定する方法）の款第一期追加接種の項、スパイクボックス筋注（2価：起源株／オミクロン株 BA.1）（令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法）の款及びスパイクボックス筋注（2価：起源株／オミクロン株 BA.4-5）（令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法）の款に係る部分は、同年12月14日から適用する。

令和4年12月23日

奈良市長 仲川元庸

柱書中「附則第7条」を「第6条第3項」に改める。

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第165号）附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令第3	初回接種（令和4年12月改正前省令附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。）	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和5年3月31日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		第一期追加接種（令和4年12月改正前省令附則第8条第1項の第一期追加接種をいう。以下同じ。）		令和3年12月1日から令和5年3月31日まで	
		第二期追加接種（令和4年12月改正前省令附則第9条第1項の第二期追加接種をいう。以下同じ。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで	



	条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則（以下「令和4年12月改正前省令附則」という。）第7条第1項第1号に規定する方法)		にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）	
	コミナティ筋注5～11歳用(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第3号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者	令和4年2月21日から令和5年3月31日まで
		第一期追加接種	5歳以上12歳未満の者	令和4年9月6日から令和5年3月31日まで
	スパイクバックス筋注（旧販売名：COVID-19 ワクチンモデルナ筋注）(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第2号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和3年6月14日から令和5年3月31日まで
		第一期追加接種	12歳以上の者	令和3年12月17日から令和5年3月31日まで
		第二期追加接種	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで
	ヌバキソビッド筋注（令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第4号に規定	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで
		令和四年秋開始接種（令和4年12月改正前省令	18歳以上の者	令和4年11月8日から令和5年

	する方法)	附則第10条第1項の令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。)		3月31日まで	
	コミナティ筋注6ヵ月～4歳用(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第5号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	令和4年10月24日から令和5年3月31日まで	
	スパイクバックス筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.1)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年9月20日から令和5年3月31日まで	
	スパイクバックス筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年11月28日から令和5年3月31日まで	
	コミナティ RTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.1)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第2号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年9月20日から令和5年3月31日まで	
	コミナティ RTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第2号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年10月13日から令和5年3月31日まで	

備考 既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては初回接種を、既に第二

期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第一期追加接種を、既に令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第二期追加接種をそれぞれ接種することができない。

(令和 4 年 12 月 23 日 掲示済)

### 奈良市告示第 674 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 4 年 12 月 16 日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 4 年 12 月 23 日 掲示済)

### 奈良市告示第 675 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 4 年 12 月 21 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する

市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円  
 原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 4 年 12 月 23 日揭示済）

**奈良市告示第 676 号**

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町 1702 番地の 1  
奈良市ボランティアセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町 79 番地の 4  
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会  
会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ボランティアセンター条例（平成 6 年奈良市条例第 40 号）第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する  
こと。
- (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

（令和 4 年 12 月 26 日揭示済）

**奈良市告示第 677 号**

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に係る下記に記載する者に対する土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定による換地処分通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第 133 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項の規定により、当該通知の送付にかえて、その内容が奈良県奈良市西大寺南町 2 番 6 号にある奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所の掲示板に掲示されている。

令和 4 年 12 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

省略

（令和 4 年 12 月 28 日揭示済）

**奈良市告示第 678 号**

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業に係る下記の 1 に記載する者に対する土地地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定による換地処分通知は、送付したが受領を拒まれた、又は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 28 日

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業 施行者 奈良市  
代表者 奈良市長 仲川元庸

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

省略

2 換地処分通知の内容

土地地区画整理法第 103 条の規定により、大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地区図のとおり換地処分します。

別紙省略

教示

この通知書について不服があるときは、次のとおり審査請求をし、または取り消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書について不服があるときは、行政不服審査法の規定によりこの通知を知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。（僅差請求の記載事項は、行政不服審査法第 19 条に規定されています。）ただし、通知の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分を取り消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定によりこの通知を知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から 6 箇月以内に奈良市を被告として、奈良地方裁判所に提起することができます。ただし、通知又は裁決の日から 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、提起することができなくなります。

当該通知(写)については、奈良市西大寺南町 2 番 6 号奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所掲示板に掲示しています。

(令和 4 年 12 月 28 日掲示済)

**監**

**査**

**奈良市監査委員告示第 22 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 4 年 12 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
 同 中 本 勝  
 同 横 井 雄 一  
 同 藤 田 幸 代  
 奈 監 第 7 5 号  
 令 和 4 年 12 月 28 日

奈良市長 仲川元庸 様  
 奈良市議会議長 北 良 晃 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
 同 中 本 勝  
 同 横 井 雄 一  
 同 藤 田 幸 代

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、令和4年4月1日に組織改正が行われていますが、今回の定期監査は令和3年度の財務に関する事務の執行について実施したため、監査対象は旧組織名で表記しています。

#### 1 監査対象

総合政策部 総合政策課 情報政策課（デジタル推進室を含む。）  
 総務部 契約課 財政課 資産管理課 納税課 滞納整理課  
 福祉部 福祉政策課 障がい福祉課 国保年金課 介護福祉課  
 子ども未来部 子ども政策課 子ども育成課 子育て相談課 児童相談所設置推進課  
 こども園（都祁、月ヶ瀬、神功、若草、朱雀、辰市）  
 保育園（春日）  
 幼稚園（明治、富雄北、登美ヶ丘、富雄第三）

観光経済部 産業政策課 農政課

#### 2 監査期間

令和4年10月7日から令和4年12月27日まで

#### 3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和4年5月末日現在（一部は3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

#### 4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

##### 総務部

##### 資産管理課

##### 【指摘】

市庁舎レースカーテンの施設修繕料について、予定価格が40万円であったため2者からの見積り合わせを行っていたが、うち1者は内装の施工を請け負っていない、主に土木工事を請け負う業者にもかかわらず見積りを依頼し、また、当該業者は見積書を発行していた。

所管課によると、誤って依頼してしまったとのことであったが、このような行為は見積り合わせが形骸化しているようにも見受けられる。

見積り合わせは、適正な見積書に基づいて価格比較するために行うものであることから、施工内容に即した業者選定を行われたい。

##### 福祉部

##### 福祉政策課

##### 【指摘】

都市計画総務費の切手類受払簿を査閲したところ、年度末に予算全額分の切手を購入していたが、使用されずに全ての切手が翌年度に繰り越されていた。また、所属長による月締め確認が行われていなかった。

切手類を年度末に購入するこのような行為は、単に予算を消化するために行っているものと見受けられるため、所管課は必要枚数を適切に把握した上で計画的に切手類を購入するとともに、使用状況、残高等について、月に一度の所属長による確認を適切に受けられたい。

また、都市計画総務費については、令和4年度に新設された交通バリアフリー推進課に移管されたが、切手の引継ぎが行われていなかったため、交通バリアフリー推進課が令和4年度予算で新たに切手を購入していた。

所管課は、不要な執行を避けるためにも、業務が移管された場合は業務に付随する切手等の財産についても

漏れなく引継ぎを行われたい。

介護福祉課

【意見】

介護保険料決定通知書等の印刷業務について、業務の一部が再委託されており、再委託業者は落札業者と同様に指名競争入札の参加業者として指名されていたが、入札を辞退した上で再委託を受けていた。

同じ入札に参加した業者への再委託については、これを明確に禁止する規定はないものの、一般的に自身の入札額よりも安価な金額で再委託業務を受注することになること、また、再委託することを条件に入札を辞退させるという業者間の調整が行われたのではないかという疑念を生じさせることから望ましいことではないと考える。

このことから、受注者から再委託承認申請書が提出された際には、申請内容が妥当であるかどうかを適正に審査した上で、承認する場合においては、その理由、必要性について十分に説明責任を果たされたい。

子ども未来部

子ども育成課

【指摘】

母子父子寡婦福祉資金貸付金において、資金の貸付けを受けた者が支払期日までに償還すべき元利金を支払わないときは違約金を徴収しているが、同一の債務者に対し元利金と違約金の両方の債権が発生している際に、所管課は債務者の返済金を元利金に優先的に充当していた。

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成14奈良市告示第117号）第2条第1項によると「違約金は、原則として当該元利金又は納付金に優先して徴収するものとする。」と規定されており、現状の取扱いは要綱に沿ったものとなっていないため、要綱の規定に基づき事務処理を行われたい。

こども園、保育園、幼稚園

【意見】

各こども園、保育園、幼稚園では、公用車の配置が少ないため、私有車を業務に使用しており、所管課作成の内規に基づいて、走行距離相当分の燃料費を給油伝票によって現物支給している。

しかし、旅行命令簿や給油伝票等の関係書類を査閲したところ、私有車を業務に使用したものの、燃料費の支給を受けていない事例が見受けられた。これは、給油伝票を用いての給油は、市が単価契約している特定のガソリンスタンドでしか行えないため、給油可能量が少ない場合等に、給油を行っていないことによるものであった。

私有車を業務に使用したにもかかわらず、燃料費の支給を受けない事例があることは不適切であり、また、給油伝票による燃料費の現物支給は、給油伝票の管理等、職員への事務負担が大きいことから、奈良市職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）第17条の車賃の規定によって、旅費として支給するよう検討されたい。

観光経済部

産業政策課

【指摘】

なら工芸館施設使用料及び備品使用料については、収納事務を指定管理者に委託しており、収納した使用料は速やかに収納代理金融機関に入金されていたが、使用料の調定に必要な入金情報の報告は1か月分まとめて提出されるため、所管課は、収納された使用料の調定を1か月分まとめて行っていた。

所管課は、入金後速やかに指定管理者から調定に必要な入金情報の報告を受けた上で、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第12条の規定に基づき、速やかに事後調定されたい。

【意見】

奈良市企業人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）の関係書類を査閲したところ、事務局は産業政策課内に置かれ、事務を所管課職員が行い、いわゆる準公金を取り扱っていた。このことについて、協議会の規約には、事務局を奈良市内に置く旨の記載があるのみで、また、所管課の事務分掌には協議会の事務を行う旨の記載がされていなかった。

協議会の事務局を担うことの必要性や妥当性について検討を行い、事務局業務を外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌に「奈良市企

業人権教育推進協議会の事務局に関すること。」を明記するとともに、準公金について内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

#### 農政課

##### 【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員1名の市外旅費について、支払が行われていなかった。

旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

##### 【指摘】

切手類受払簿を査閲したところ、使用日、摘要、使用者欄等が空欄となっている使用記録が複数見受けられた。

所管課においては切手を使用する際、使用者が切手の払出枚数をメモに残し、受払簿の入力担当者がまとめてエクセルで入力していたが、入力後メモは廃棄されていたため、空欄となっている使用記録の内容を確認することができなかった。

切手類は現金等価物であるため、受払簿を切手使用の都度手書きで記入することにより使用記録を確実に残し、適正に管理するよう改められたい。

##### 【意見】

奈良市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）の関係書類を査閲したところ、協議会の事務局は農政課内に置かれ、事務を所管課職員が行い、いわゆる準公金を取り扱っていた。

このことについて、協議会の規約には、事務局を農政課に置く旨の記載があるが、所管課の事務分掌には協議会の事務を行う旨の記載がされていなかった。

市は、協議会に交付金を交付していることから、協議会の事務局を担うことの必要性や妥当性について検討を行い、交付金の申請者と交付者が同一にならないように事務局業務を外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌に「奈良市鳥獣被害防止対策協議会の事務局に関すること。」を明記するとともに、準公金について内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

##### 【複数課にわたる共通意見】

今回の定期監査で査閲した各種契約書において、履行の遅滞等に関する記載のないものが見受けられた。

あらかじめ想定することが可能な内容については契約書に記載すべきであり、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第20条には、契約書（建設工事の請負契約に係るものを除く。）に掲げる事項について、「履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項」と規定されている。

契約相手方が債務不履行となった場合は、この記載をもって遅延利息、違約金等を徴収することになるため、各課においては、契約書の内容を再度確認し、奈良市契約規則の規定に基づき、必要事項について契約書に記載されたい。

##### 【複数課にわたる共通意見】

各課の現金実査において、出納員及び現金分任出納員の領収印並びに領収書の保管状況を確認したところ、領収印においては、必要以上に保有している事例、保管場所を把握しておらず管理できているとは言えない事例が見受けられた。また、領収書においては、領収書管理台帳が作成されていない事例、保管場所を把握しておらず管理できているとは言えない事例が見受けられた。

領収印や領収書は現金を収納するために用いられるものであり、これらの管理が適正に行われていないと現金が不正に収納されるリスクがある。

各課においては、領収印は必要な数だけ保有し適正に管理するとともに、領収書は領収書管理台帳により適正に管理されたい。

##### 【複数課にわたる共通意見】

各所管課において、団体の運営等にかかる各種補助金及び精算条項付き委託料の関係書類を査閲したところ、交付先団体又は受託者側の執行状況について、決算報告は受けているものの、その妥当性を確認するための証憑書類の提出までは求めている事例が散見された。



補助金又は委託料の決算報告が適正であるかの確認を行うにあたっては、支出内容等が確認できる領収書等の証憑書類を基に、補助金又は委託料が適正に執行されているか確認する必要がある。

また、領収書等を確認する場合は、原本の提出を求めるとともに、これを返却する必要がある場合は、当該原本に補助金又は委託料の対象となった旨を記した上で返却することにより、領収書の転用防止を図られたい。

また、領収書の原本ではなく写しの提出を受ける場合は、当該写しが原本と相違ないことを確認した上で受領されたい。

なお、対象費目が多岐に渡ることにより全件確認することが現実的でない場合は、サンプリングによる抜き打ち検査であってもけん制が働くよう、効率的かつ効果的に確認されたい。

**【複数課にわたる共通意見】**

各所管課において、施設整備等に係る補助金の関係書類を査閲したところ、補助金交付要綱等において、領収書の提出についての規定がない事例や、領収書の写しの提出しか規定していない事例が見受けられ、補助対象事業の執行状況について、領収書の原本確認を行っていない事例が散見された。

施設整備等に係る補助金については、補助対象事業が行われたことをもって交付されるものであり、用途が適正であるかの確認を行うにあたって厳密なチェックが求められ、対象費目も少ないことから、補助金交付要綱等に領収書の原本提出について規定するとともに領収書の原本を必ず徴取する必要がある。

(令和4年12月28日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第58号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年12月27日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
水道レスキューセンター	笹木 直樹	大阪府大阪市都島区高倉町一丁目 11番19号樋口ハイツ301号	令和4年12月1日

(令和4年12月27日揭示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第19号**

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和4年12月28日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市奈良阪町1731番地  
奈良市黒髪山キャンプフィールド
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市佐保台西町139番地  
奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会  
会長 鹿野 修
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例（平成12年奈良市条例第24号）第3条に規定する事業の実施に関する  
こと。
- (2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(令和4年12月28日掲示済)

**奈良市教育委員会告示第20号**

上深川歴史民俗資料館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する  
条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和4年12月28日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市上深川町511番地  
上深川歴史民俗資料館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市上深川町158番地  
奈良市上深川町自治会  
会長 森田 公良
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市文化財保存公開施設条例（平成17年奈良市条例第64号）第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 上深川歴史民俗資料館の使用承認申請の受付に関すること。
  - (3) 上深川歴史民俗資料館の施設、保管資料等の維持管理に関すること。
  - (4) その他教育委員会が定めること。

(令和4年12月28日掲示済)

**奈良市教育委員会告示第21号**

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第25条の規定により、口頭により開示請求をす  
ることができる保有個人情報を次のとおり定めたので、奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関  
する規則（平成14年奈良市教育委員会規則第5号）においてその例によることとされる奈良市個人情報保護  
条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）第17条の規定に基づき告示します。

令和4年12月28日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

試験等の名称	奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜
口頭により開示請求 をすることができる 保有個人情報の内容	各検査の得点、調査書の点数及びそれらの合計点
開示する期間	一条高等学校附属中学校の合格発表日の翌日から1か月間とする。なお、合格 者説明会開催日以外の土・日曜日、祝日及び一条高等学校入学者選抜や学校行 事等で開示請求への対応が困難な日は除く。対応が困難な日については、あら かじめ文書にて受検者に周知する。
開示する場所	奈良市立一条高等学校附属中学校の個人情報窓口

(令和4年12月28日掲示済)